

東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部設置規程

平成28年3月30日

東海北陸厚生局長伺定め

(設置目的)

第1条 東海北陸厚生局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都道府県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として、東海北陸厚生局（以下「局」という。）に「地域包括ケア推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働本省、都道府県と連携しつつ、管轄区域内の市町村における医療介護連携、地域包括ケアシステムの取組みを推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、局による効果的な業務の実施を図る。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長、本部員及び参与を置く。

- (1) 本部長は、東海北陸厚生局長をもって充て、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、東海北陸厚生局健康福祉部長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、別紙に掲げる職にある者をもって充て、本部長の指示を受けて所掌事務を行う。

(4) 参与は、医療介護連携、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体担当者等から外部有識者としての助言を得るため、推進本部長が委嘱し、必要に応じて会議に招集する。

(5) 参与が会議で協議される議題に対し利害関係者にあたる場合には、当該協議に加わることができない。

(庶務)

第4条 推進本部の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

(1) 参与の謝金については、「謝金の標準支払基準」(各府省申合せ)に準じて支給する。

(2) 参与の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)により支給することとする。

(開催等)

第5条 推進本部の会議は本部長が招集し、概ね年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月11日から施行する。

(別紙)

東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職

- ・健康福祉部長（副本部長）
- ・総務管理官
- ・指導総括管理官
- ・企画調整課長
- ・指導監査課長
- ・健康福祉課長
- ・医事課長
- ・医事課看護指導官
- ・地域包括ケア推進課長
- ・上席地域包括ケア推進官
- ・地域包括ケア推進官
- ・医療介護連携推進係長
- ・地域支援事業係長
- ・富山事務所長
- ・石川事務所長
- ・岐阜事務所長
- ・静岡事務所長
- ・三重事務所長
- ・その他本部長が必要と認めた者